
6 啓発・広報

障害者がその人らしく地域で安心して自立した生活を送るためには、障害のある人もない人も市民がお互いを尊重しあい、あらゆる差別のない地域社会を実現することが重要です。ノーマライゼーション* の理念が浸透してきているものの、まだ、社会には障害や障害者に対する偏見や誤解がみられます。障害者が地域で暮らしていくためには、全ての地域住民が障害や障害者に対する理解を広める必要があります。

(1) 啓発・広報活動の推進

■ 現状と課題

本市では、これまで障害者週間事業の一環として作品展やバザーをはじめ様々な普及・啓発事業を通じて、障害や障害者に対する理解の促進に努めてきていますが、精神障害や内部障害、発達障害等については、障害者や家族からは地域住民の理解度がまだ十分ではないという指摘があります。

■ 施策の方向性

今後も、障害者週間事業や市民向けの各種講演会、市政だより、広報番組等を通じて、障害と障害者に対する理解を広めていきます。また、地域住民の理解が十分でない精神障害・発達障害* 等については、重点的に啓発活動を行っていきます。

また、障害者福祉大会やスポーツ大会等、様々な機会を捉え、障害のない人の積極的な参加も促し、障害のある人となない人が共に参加することで理解が広められるように運営の工夫を行っていきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
障害者福祉大会 開催事業	障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別をこえた交流を図るため、障害者福祉大会を開催します。 【所管】 障害保健福祉課
障害者週間事業	障害のある人となない人との交流を促進し相互の理解を深め、人と人とのふれあいの輪を広げるため、障害者作品展と福祉バザー等を開催します。 【所管】 障害保健福祉課
明るいくらし促進事業	精神障害者の社会復帰と自立促進、地域住民との交流及びボランティア団体の育成などを図るため、精神保健福祉教室等を開催します。 【所管】 障害保健福祉課
スポーツ大会等の開催(再掲)	障害者の体力維持や地域住民との交流を図るため、身体障害者スポーツ大会や知的障害者のゆうあいピック、精神障害者のソフトバレーボール大会などを開催します。 【所管】 障害保健福祉課

ご存知ですか？ NO.8

◆ 「ハート・プラス」マーク ◆



「身体内部に障害を持つ人」を表現しています。

内部障害（心臓、呼吸機能、膀胱・直腸、小腸、免疫機能障害）をお持ちの方は、外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。

※このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

(2) 交流活動の推進

■ 現状と課題

障害者福祉大会の開催等を通じて、障害のある人となない人が交流を行う機会を設けてきました。障害者の地域での生活を充実していくためにも、交流活動を一層推進していく必要があります。

■ 施策の方向性

今後は、より多くの市民が障害者とともに参加しやすい魅力的なイベント等にするよう、工夫をこらし内容の充実を図っていきます。また、障害者のためのイベントへの地域住民の参加だけでなく、区民まつりや社会福祉協議会地区部会活動*をはじめ、広く一般行事への障害者の参加を促進することにより交流の機会を増やし、地域住民に広く障害や障害者について理解を広めていきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
障害者福祉大会 開催事業（再掲）	障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別をこえた交流を図るため、障害者福祉大会を開催します。 【所管】 障害保健福祉課
障害者週間事業 （再掲）	障害のある人となない人との交流を促進し相互の理解を広め、人と人とのふれあいの輪を広げるため、障害者作品展と福祉バザー等を開催します。 【所管】 障害保健福祉課
心のふれあいフェスティバルの開催	障害者同士や障害のない人との交流を図るため、心のふれあいフェスティバルを開催し、精神障害者の文化活動の発表、バザー、こころの健康相談などを行います。 【所管】 障害保健福祉課
明るいくらし促進事業(再掲)	精神障害者の社会復帰と自立の促進、地域住民との交流及びボランティア団体の育成などを行うため、精神保健福祉教室等を開催します。 【所管】 障害保健福祉課

(3) 福祉教育の推進

■ 現状と課題

本市では、これまで、学校教育等を通じて、障害に対する理解を広めるための福祉教育を進めてきましたが、まだ十分理解されていない障害もあり、早い時期から障害者と接し、理解を広める必要があります。

■ 施策の方向性

幼稚園、保育所、学校教育等を通じて、障害や障害児（者）に対する理解を広めていきます。子どもたちの福祉のこころの芽吹きを育めるよう、家庭、地域、学校が共に連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験する場を作っていきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
ボランティア活動推進協力校の指定	市社会福祉協議会が、市内の小・中・高等学校の中からボランティア活動推進協力校を指定して学校教育の中でのボランティア活動・福祉教育を促進します。 【所管】 地域保健福祉課
社会福祉協議会「ふれあいトーク」の開催	市社会福祉協議会で障害者みずからが子どもたちに話しかける場を設け、障害や障害者等の理解を広めます。 【所管】 地域保健福祉課
障害児保育の拡充(再掲)	心身に障害のある児童を障害のない児童とともに保育する保育所を拡充し、障害のない児童との集団保育を行うことにより心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養成し、相互の理解を広めます。 【目標】 平成 17 年度末：50 か所 →平成 22 年度末：95 か所
[拡充]	【所管】 保育課

(4) 企業等に対する障害者理解の促進

■ 現状と課題

県内の民間企業の障害者雇用率は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められた雇用率より下回っています。障害者の企業への就労を促進するためには、何よりも事業主や従業員に障害や障害者に対する理解をしてもらう必要があります。また、地域住民の障害への理解を広めていくためには、福祉活動従事者による地域社会での情報発信も必要です。

■ 施策の方向性

企業や福祉事業従事者等への障害や障害者に対する理解の促進とその徹底を図ります。

■ 主な事業

事業名	事業内容
障害者就業支援キャリアセンターの運営(再掲)	千葉障害者就業支援キャリアセンターを県とともに運営し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内ジョブコーチ*の育成等を行います。その他、求人開拓、広報啓発や企業、養護学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。
	【所管】 障害保健福祉課
社会福祉研修センター	社会福祉事業従事者や市民を対象に研修を行い、障害者等への理解を広めます。
	【所管】 地域保健福祉課
民生委員・児童委員研修	民生委員・児童委員の各種研修会で障害の特性などについての知識を深めます。
	【所管】 地域保健福祉課